所得に応じた 申告をご案内!

# 市県民総申告?確定申告?

## あなたの申告種別をチェック!



はい しいいえ・・・・

収入なし 非課税所得のみ (遺族年金・障害年金

失業給付金など)



申告期間中は24時間 いつでも、自宅で申告 できる e-Tax をぜひ ご利用ください!



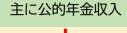


給与収入が 2.000 万円を超えている



勤務先は1か所のみで、 年末調整が済んでいる (2か所以上の勤務先で も年末調整で合算してい る場合は「はい→」へ)

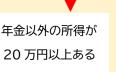
3



年金収入が 400 万円を超えている

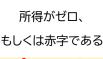


所得がある

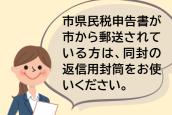


主に事業収入

(自営業・農業・不動産)









源泉徴収されている所得税が あり、医療費や生命保険料な ど源泉徴収票に記載されてい ない追加すべき控除がある





3 次 源泉徴収されている所得税があり、医療費や生命保険料な

ど源泉徴収票に記載されてい ない追加すべき控除がある





判定 申告不要

または 市県民税申告

市県民税申告

3 確定申告

4 確定申告

5 申告不要

申告会場

市役所 または 各地域事務所

市役所 または 各地域事務所

桜井市商工会館 または 市役所

桜井市商工会館

注意事項

申告すべき収入がなくても、国民健康保険、後期高齢者医療制度 の加入者、公営住宅居住者の方、また令和5年中の所得証明書等 が必要な方は市県民税申告が必要です。

市県民税申告は郵送が便利!

地域事務所での相談において、内容が複雑な申告の場合は、市役所にご案内する場合もありますのでご了承ください。

市役所では<u>簡易な内容の申告(収入が給与・年金)のみ</u>受付していますが、内容によっては桜井市商工会館をご案内する場合もあります。

市役所では、内容が複雑な申告(事業所得、不動産所得や繰越損失控除、 住宅ローン控除(初年)、準確定申告、過年度申告等)の相談は受け付けて おりません。

このフローチャートは一般的な例です。該当しない 場合は税務課にお問い合わせください。

★各地域事務所では、作成済の確定申告書の<u>収受のみ</u>行います。

#### 申告にお持ちいただくもの

申告関係

- ・本人確認書類(運転免許証・健康保険被保険者証など)
- ・個人番号確認書類(マイナンバーカード・個人番号通知カードなど)
- ・税務署からの通知ハガキ、e-Tax に必要な利用者識別番号が記載された書類
- ・昨年度の申告書の控え ・本人名義の口座





収入関係

- ・源泉徴収票(給与・報酬・公的年金など)
- ・保険の満期(解約)一時金、個人年金を受け取った方は支払調書
- ・その他収入を証明する書類



・各保険料(社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、国民年金など)の支払証明書

・医療費控除の明細書、医療費に対して補填された保険金等の証明書(医療費について、領収証の添付は不要です。あらかじめ支払額等を計算し、明細書に記入してください。)

- ・障がい者控除を受ける方は身体障がい者手帳、療育手帳など
- ・その他控除を受けるために支払った支払証明書など

感染症対策のため 筆記用具・電卓は ご持参ください!

詳細は広報うだ1月号をご覧ください。



申告会場	開設日・時間(土日祝を除く。)	備考
1 2 宇陀市役所   3 4 階大会議室	2月16日(金)~3月15日(金) 9時~16時まで(受付時間は15時まで)	会場に入る際には入場整理券が必要です。   申告相談は、市県民税申告、内容が簡易な   確定申告(収入が給与・年金)のみです。
1 2 各地域事務所 (大宇陀·菟田野·室生)	2月16日(金)~3月15日(金) 9時~16時まで(受付時間は15時まで)	↓ □ 申告相談は簡易な市県民税申告のみです。 □ 申告相談は簡易な市県民税申告のみです。 □ 作成済の確定申告書の収受のみ行います。
3 4 桜井市商工会館	2月16日(金)~3月15日(金)	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1

★表面のフローチャートに対応する番号と会場をご確認ください。

## 確定申告会場での感染症対策にご協力ください!

9 時~17 時まで(受付時間は 16 時まで)

申告会場における感染症対策のため、次の項目についてご理解とご協力をお願いします。

- ●会場混雑緩和のため、入場できる時間枠を指定した「入場整理券」を配布します。 整理券に記載された時間にお越しください。
- ●入場整理券の配布状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ●医療費控除を受けられる場合、明細書(内訳書)は事前に作成したうえでお越しください。
- ●発熱等の症状のある方や、体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ●作成済みの申告書等の受付は郵送でも行っております。

郵送先 〒661-8524

(桜井税務署相談会場)!

兵庫県尼崎市若王子3丁目 11番 46号 大阪国税局業務センター阪神分室(桜井税務署担当)

確定申告書等作成コーナーへのアクセスはコチラ!

令和5年分 確定申告



自宅でできる e-Tax(電子申告)もぜひご利用ください! e-Tax ならではのメリットもたくさんあります♪



## お問い合わせ

★市県民税申告、宇陀市役所会場での確定申告については・・・

宇陀市役所 総務部 税務課 20745-82-1306 IP 0745-88-9072

★確定申告については・・・

**桜井税務署 ☎0744-42-3501(代表)**※自動音声案内にしたがい「0」を押してください。

★e-Tax の具体的な操作方法等は・・・

e-Tax 作成コーナーヘルプデスク 20570-01-5901